

## ご訪問サービスの自粛について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

コロナ禍におきまして、皆様方も公私にわたり新しい生活様式に向けてご苦勞を強いられていることとご推察申し上げます。

こうした中、新型コロナウイルスの感染は減少傾向にあるものの、3月7日まで10都府県へ発出されている国の緊急事態宣言は延長されました。

さらに、群馬県においても新規陽性者は抑えられつつあるものの、今まで9市町の飲食店等に対して要請していた営業時間短縮や外出自粛についても、第6弾として2月22日まで期限の延長などの措置を決定いたしました。

このような背景において、当組合として感染拡大防止に全力で取り組まなくてはならず、当面は訪問サービスの縮小態勢を採らせていただきます。

なお、緊急且つ重要なご用件につきましては従来通り訪問活動をいたします。

引き続きご不便をおかけすることになりますが、何とぞご理解の上ご協力をお願い申し上げます。

記

訪問サービスの自粛期間：令和3年2月8日～令和3年2月22日

以上

令和3年2月5日

あかぎ信用組合  
理事長 小林 正弘